

大和市告示第63号

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市農業振興対策補助金交付要綱（平成20年大和市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 本市の市税等に滞納がある者。ただし、既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者を除く。

(2) その他市長が適当でないとした者

第3条の見出しを「（補助金の交付額）」に改め、同条第1項中「の算定」を削り、「の区分に応じて行うもの」を「に掲げる補助金の区分に応じて、同表に定める額」に改め、同条第2項中「の区分に応じて規定する」を「に掲げる補助金の区分に応じて、同表に定める」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1に次のように加える。

農業人材力強化 総合支援事業補助金	1 経営発展支援事業補助金については、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第5、2に掲げる要件を満たす事業に要する経費 2 経営開始資金については、新規就農者が農業経営を開始してから経営が安定するまでの間に要する経費	1 経営発展支援事業補助金については、同要綱別記1第5、1に規定する交付対象者であること。 2 経営開始資金については、同要綱別記2第5、2(1)に規定する交付対象者であること。
----------------------	---	--

園芸施設新築補助金	園芸施設の新築に要する経費	認定新規就農者（独立又は自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有しているものをいう。）であること。
-----------	---------------	---

別表第2補助金名の項中「補助率等」を「補助金の交付額」に改め、同表に次のように加える。

農業人材力強化総合支援事業補助金	<p>1 経営発展支援事業補助金については、新規就農者育成総合対策実施要綱別記1第5、3の規定の例により算出された額とする。</p> <p>2 経営開始資金については、同要綱別記2第5、2(2)に規定する額</p>	<p>1 経営発展支援事業補助金については、同要綱別記1第6に規定する経営発展支援事業計画等</p> <p>2 経営開始資金については、同要綱別記2第6、2(1)に規定する青年等就農計画等</p>	
園芸施設新築補助金	補助対象事業に要する経費に3分の2を乗じて得た額又は500,000円のいずれか少ない方の額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	事業明細書 設計図書	

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。